

飲酒させないTOKYOキャンペーン

“令和6年12月1日～7日”

自転車の飲酒運転禁止強化

～「酒気帯び」にも罰則適用！～ 令和6年11月1日施行

道路交通法第65条第1項（酒気帯び運転の禁止）

違反した場合・・・

罰則

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車も、

飲んだら乗るな！

飲むなら乗るな！

となることも！



通学路安全運転呼びかけ隊



小学生の登下校時に

横断歩道や交通量の多い交差点において、
子供達に対して左右を確認する、飛び出さない
等声かけを行い、子供達が安全に登下校する
手助けをして頂いています。

警察署の通学路安全運転呼びかけ隊に

入隊された場合、

呼びかけ活動中に事故等に遭ってしまった際に
適用される保険に加入することができます。



活動に興味のある方は、町田警察署交通課交通総務係までお問合せ下さい。

042-722-0110（内線4152）